

事業者の皆様へ

多良木町 住民ほけん課

事業系ごみの適正処理について

日頃より、本町の廃棄物行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
現在、一部の町内ごみ収集場所（ごみステーション）において、事業活動に伴って発生したごみ（事業系一般廃棄物）が、家庭ごみとして出されている事例が見受けられます。指定のごみ袋を使用し、氏名を記入していただいている場合であっても、事業所から出るごみを収集場所に出すことはできません。
つきましては、以下のルールをご確認いただき、適正な処理をお願いいたします。

記

1. 事業系一般廃棄物とは

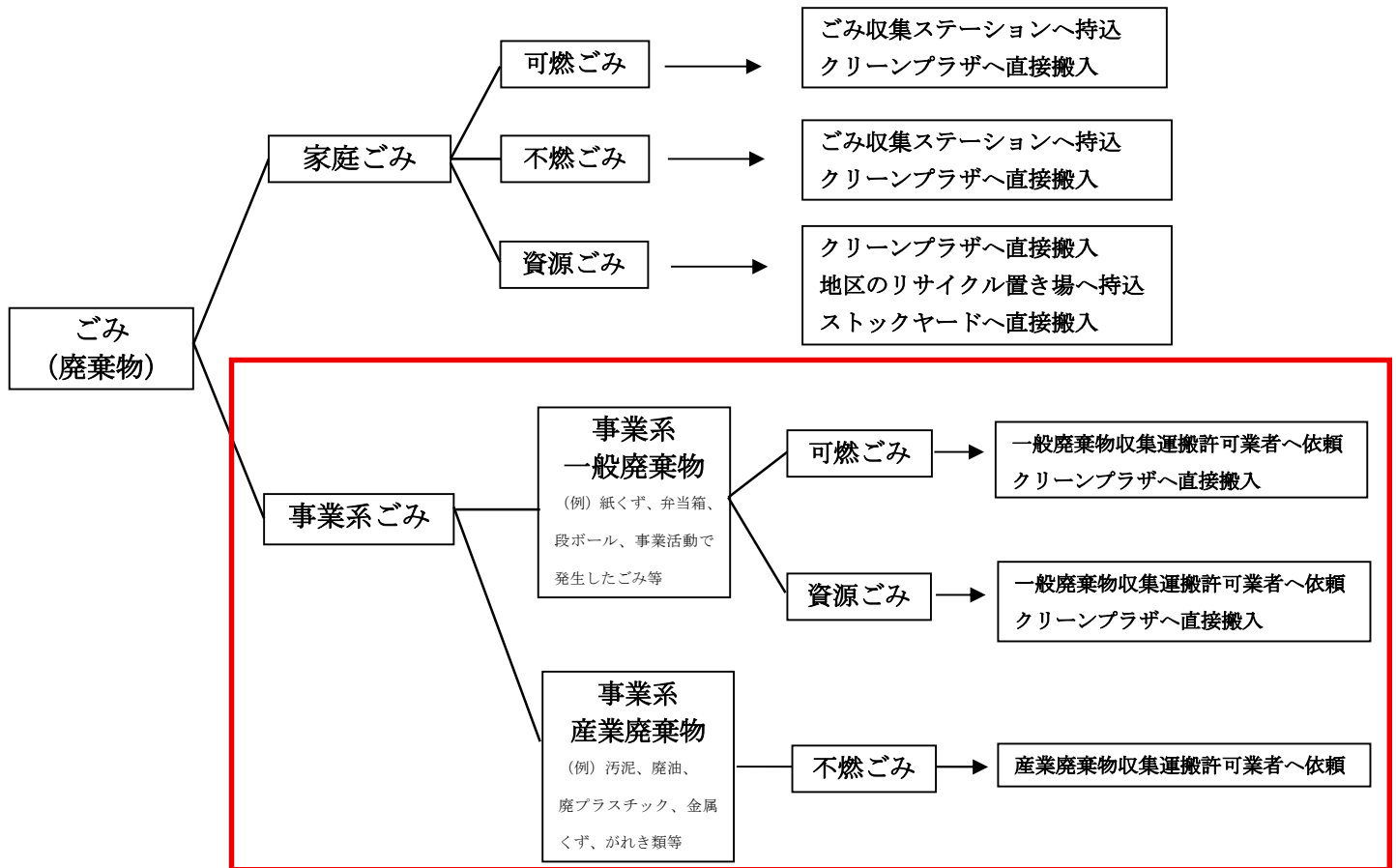
店舗、会社、工場、事務所、飲食店、農業、個人商店、学校、病院、社会福祉施設などの事業活動によって生じるすべてのごみを指します。発生したごみについては営利・非営利を問わず事業系ごみとなり、法に基づき、自らの責任において適正な処理をいただく必要があります。

2. 地区の収集場所には出せません

町が行っているごみ収集は、「家庭から出るごみ」が対象となります。

事業系ごみを家庭ごみとして収集場所に出すことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。

3. ごみ処理の流れ



→※事業系ごみは、ストックヤード及び地区のリサイクル置き場、
ごみ収集ステーションには出せません。

お問い合わせ先
 多良木町 住民ほけん課
 保健衛生係
 TEL : 0966-42-1100
 FAX : 0966-42-1101